

私事にはなりますが、3月に無事幼稚園を卒園した息子が小学校に入学しました。入学式に親子手をつないで小学校に向かったわけですが、つないだ息子の手から小学校に入学する不安と緊張が伝わってきました。私達大人でも新しい事を始める前に、大なり小なり不安と緊張を感じると思います。まだ幼い息子のことですから、感じる不安と緊張は大変なものだったと思います。親バカかもしれませんが入学式を終えて思わず、「良く頑張ったね！」と誉めてあげました。桜咲く4月は新しい事が始まる月です。私も息子を見習い、「頑張ろう！」と思う今日この頃です。取り止めもない書き始めになりましたが、今回のお話は移動式クレーンの法令で定められている検査・点検についてお話したいと思います。

VOL.59 移動式クレーンの検査・点検の話

クレーンに関する法令はクレーン等安全規則、労働安全衛生法(労働安全衛生規則、労働安全衛生法施行令)などで定められています。法令の対象外となるものは、「クレーン・移動式クレーン・デリックで、吊上げ荷重が0.5ト未満のもの」となっていますので、**吊上げ荷重が500kg以上のクレーン**については、これからご紹介する**定期自主検査(年次点検・月例点検)**、**作業開始前の点検**、**暴風後等の点検**を行わないと、**法令違反**になります。更に吊上げ荷重が3ト以上のクレーンには、クレーン検査証が交付されており、有効期間は原則2年となっており、有効期間を更新するには**性能検査(揚検)**を受けなければなりません。

年次定期自主検査(年次点検)

年次定期自主検査(年次点検)は、**クレーン等安全規則第34条**で定められており、1年以内に1回、事業者が行わなければなりません。又検査結果を記録し、**3年間保存**しなければなりません。

検査実施者として、「事業者が指名した者」となっておりますが、建機工が行っている定期自主検査者講習受講者が行うことがベストです。検査内容は、「1.クレーンの構造部分 2.クレーンの機械部分 3.クレーンの電気部分 4.ワイヤーロープ又はつりチェーン、つり具の異常の有無 5.基礎の異常の有無」となっています。更に年次点検は定格総荷重相当の荷物をつり、作動を定格速度で行う**荷重試験を行う必要があります**。

年次自主検査を行う必要のないものとして、下に記載した 1). ~ 3). に該当するクレーンです。

- 1). 1年を超える期間使用しないクレーン。(ただし、休止しているクレーンを再び使用する際には、自主検査を行わなければなりません。)
- 2). 自主検査を行う前の2ヶ月以内に、クレーン検査証の有効期間が満了するクレーン。
- 3). 自主検査を行う前の2ヶ月以内に、性能検査の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン。

月例定期自主検査(月例点検)

月例定期自主検査(月例点検)は、**クレーン等安全規則第35条**で定められており、1ヶ月以内に1回、事業者が行わなければなりません。ただし、1ヶ月を超える期間使用しないクレーンはこの限りではありませんが、クレーンを使用する時に自主検査を行わなければなりません。検査結果の保存は年次定期自主検査と同様で、**3年間保存**しなければなりません。検査実施者も年次定期自主検査と同じで、「事業者が指名した者」となっておりますが、講習受講者が行うことがベストです。検査内容は、「1.過巻防止装置、その他安全装置等の異常の有無 2.過負荷防止装置、その他の警報装置の異常の有無 3.ブレーキ及びクラッチの機能 4.ワイヤーロープ及びつりチェーンの損傷の有無 5.フック・クラブケット等のつり具の損傷の有無 6.配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無 7.ケーブルクレーンは、メインロープ、レールロープ及びガイドロープを緊結している部分の異常の有無、及びウインチの据付状態」となっています。月例点検は荷重試験を行う必要はありません。

作業開始前の点検

作業開始前の点検は、**クレーン等安全規則第36条**で定められており、クレーン作業を行う前に点検を行わなければなりません。点検の項目は、「1.巻過防止装置の機能 2.ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 3.ランウェイの上及びトリが横行するレールの状態 4.ワイヤーロープが通っている箇所の状態」となっています。又点検実施者はオペレーターが行い、点検結果記録は、法的には保存する必要がありません。

暴風後等の点検

暴風後等の点検は、**クレーン等安全規則第37条**で定められており、屋外に設置されているクレーンで瞬間風速が毎秒30mを超える風が吹いた後に作業を行う時又は震度4以上の地震後にクレーンを使用する場合にあらかじめクレーンの各部の異常の有無について点検を行わなければなりません。検査実施者は、「事業者が指名した者」となっています。点検結果記録は、**3年間保存**しなければなりません。

点検で異常を認めた場合の補修

補修については、**クレーン安全規則第38条**で定められており、事業者は定期自主検査及び点検を行った結果、**異常を認めた場合、直ちに補修**しなければなりません。ただし作業開始前の点検は除かれます。

年次点検や月例点検は、法定点検です。つり上げ荷重500kg以上のクレーンを保有される事業者の方は是非実施することをお勧めします。**国際サービスシステムでは建機工の講習受講者がプロの目で点検を行っています。是非各検査・点検・整備のご用命をお待ちしております。**

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。